

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公表番号】特表2006-524866(P2006-524866A)

【公表日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-043

【出願番号】特願2006-509384(P2006-509384)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)
H 04 M 11/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 6 1 0 Q
H 04 M 11/00 3 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月14日(2007.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オンライン・プレゼンス情報を提供する方法であつて、
ユーザにとって既知であると推論された人々のリストにアクセスすることと、
前記ユーザのオンライン・プレゼンス情報にアクセスすることと、
前記オンライン・プレゼンス情報の潜在的受信者を調べることと、
前記潜在的受信者を前記アクセスされたリストと比較して、前記潜在的受信者が前記リストに含まれているかどうかを調べることと、
前記潜在的受信者が前記リストに含まれているかどうかに基づいて、前記オンライン・
プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定することとを含む方法。

【請求項2】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するこ
とが、前記潜在的受信者が前記リストに含まれていない場合には前記オンライン・プレゼ
ンス情報を前記潜在的受信者に伝達しないことを決定することを含む、請求項1記載の
方法。

【請求項3】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するこ
とが、前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者のインスタント・メッセージ
ング・アプリケーションに伝達するかどうかを決定することを含む、請求項1記載の方法
。

【請求項4】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するこ
とが、前記オンライン・プレゼンス情報をWebページに表示するかどうかを決定するこ
とを含む、請求項1記載の方法。

【請求項5】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するこ
とが、前記オンライン・プレゼンス情報をメンバ検索結果に表示するかどうかを決定する
ことを含む、請求項1記載の方法。

【請求項 6】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定することができる、前記オンライン・プレゼンス情報をメンバ・プロファイルに表示するかどうかを決定することを含む、請求項1記載の方法。

【請求項 7】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定することができる、オンライン・プレゼンス情報の要求を前記潜在的受信者から受信した場合に前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定することを含む、請求項1記載の方法。

【請求項 8】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定することができる、前記潜在的受信者からの前記オンライン・プレゼンス情報の要求がない前記潜在的受信者に前記オンライン・プレゼンス情報を伝達するかどうかを決定することを含む、請求項1記載の方法。

【請求項 9】

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを、前記人物からの電子メール通信に関連する肯定的なユーザ・アクションに基づいて推論することと、

前記推論された人物を前記リストに追加することとをさらに含む、請求項1記載の方法。

【請求項 10】

前記肯定的なアクションが、前記人物に電子メールを送信することを含む、請求項9記載の方法。

【請求項 11】

前記肯定的なアクションが、前記人物から受信した電子メールに返信するか、その電子メールを転送、保存、または印刷することを含む、請求項9記載の方法。

【請求項 12】

前記肯定的なアクションが、電子メールを第1のフォルダから第2のフォルダに移すことを含む、請求項9記載の方法。

【請求項 13】

前記第1のフォルダが受信箱フォルダであり、前記第2のフォルダが、削除フォルダまたはスパム・フォルダ以外のフォルダである、請求項12記載の方法。

【請求項 14】

前記肯定的なアクションが、前記人物からの電子メールを、所定時間の間、開かれたままにすることを含む、請求項9記載の方法。

【請求項 15】

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを、前記ユーザと前記人物との間の通信を検出することに、少なくとも部分的にに基づいて推論することと、

前記推論された人物を前記リストに追加することとをさらに含む、請求項1記載の方法。

【請求項 16】

前記通信がインスタント・メッセージング通信である、請求項15記載の方法。

【請求項 17】

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを推論することとをさらに含む方法であって、推論することが、

前記ユーザの連絡先リストにアクセスして、前記ユーザの連絡先リストにある第1の連絡先を調べることと、

前記第1の連絡先の連絡先リストにアクセスして、前記第1の連絡先の連絡先リストにある第2の連絡先を調べることとを含む、請求項1記載の方法。

【請求項 18】

それに対して不利に作用するユーザ・アクションがない場合にはある人物が前記ユーザ

にとって既知であると推論される要因となるところの事柄に対して、その不利に作用するユーザ・アクションを検出することに、少なくとも部分的に基づいて、ある人物が前記ユーザにとって既知であると推論することをさらに含む、請求項1記載の方法。

【請求項19】

前記ユーザ・アクションが、前記ユーザが前記人物からの通信をスパムとして報告するステップを実行することを含む、請求項18記載の方法。

【請求項20】

前記ユーザ・アクションが、人物をブラック・リストに追加するステップを実行することを含む、請求項18記載の方法。

【請求項21】

前記ユーザ・アクションが、前記人物からの通信を、スパム・フォルダおよび削除フォルダのいずれかに移すステップを実行することを含む、請求項18記載の方法。

【請求項22】

ある人物が前記ユーザにとって既知であると、前記ユーザが明確に指定することを可能にすることと、

前記指定された人物を前記リストに追加することとをさらに含む、請求項1記載の方法。

【請求項23】

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを推論することと、

前記推論された人物を前記リストに追加することとをさらに含む、請求項1記載の方法。

【請求項24】

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを、前記ユーザの連絡先リストにアクセスして確定することと、

前記確定された人物を前記リストに追加することとをさらに含む、請求項23記載の方法。

【請求項25】

オンライン・プレゼンス情報を提供するために、

ユーザにとって既知であると推論された人々のリストにアクセスする動作と、

前記ユーザのオンライン・プレゼンス情報にアクセスする動作と、

前記オンライン・プレゼンス情報の潜在的受信者を調べる動作と、

前記潜在的受信者を前記アクセスされたリストと比較して、前記潜在的受信者が前記リストに含まれているかどうかを調べる動作と、

前記潜在的受信者が前記リストに含まれているかどうかに基づいて、前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定する動作とを、コンピュータに実施させる命令を含む、具体化されたコンピュータ・プログラムを格納する、コンピュータが使用可能な媒体。

【請求項26】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、前記潜在的受信者が前記リストに含まれていない場合には前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達しないことを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項25記載の媒体。

【請求項27】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者のインスタント・メッセージング・アプリケーションに伝達するかどうかを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項25記載の媒体。

【請求項28】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、前記オンライン・プレゼンス情報をWebペー

ジに表示するかどうかを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 25 記載の媒体。

【請求項 29】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、前記オンライン・プレゼンス情報をメンバ検索結果に表示するかどうかを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 25 記載の媒体。

【請求項 30】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、前記オンライン・プレゼンス情報をメンバ・プロファイルに表示するかどうかを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 25 記載の媒体。

【請求項 31】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、オンライン・プレゼンス情報の要求を前記潜在的受信者から受信した場合に前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 25 記載の媒体。

【請求項 32】

前記オンライン・プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定するために、前記コンピュータ・プログラムが、前記潜在的受信者からの前記オンライン・プレゼンス情報の要求がない前記潜在的受信者に前記オンライン・プレゼンス情報を伝達するかどうかを決定することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 25 記載の媒体。

【請求項 33】

前記コンピュータ・プログラムが、
ある人物が前記ユーザにとって既知であることを、前記人物からの電子メール通信に関連する肯定的なユーザ・アクションに基づいて推論することと、

前記推論された人物を前記リストに追加することとを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 25 記載の媒体。

【請求項 34】

前記肯定的なアクションが、前記人物に電子メールを送信することを含む、請求項 33 記載の媒体。

【請求項 35】

前記肯定的なアクションが、前記人物から受信した電子メールに返信するか、その電子メールを転送、保存、または印刷することを含む、請求項 33 記載の媒体。

【請求項 36】

前記肯定的なアクションが、電子メールを第 1 のフォルダから第 2 のフォルダに移すこととを含む、請求項 33 記載の媒体。

【請求項 37】

前記第 1 のフォルダが受信箱フォルダであり、前記第 2 のフォルダが、削除フォルダまたはスパム・フォルダ以外のフォルダである、請求項 36 記載の媒体。

【請求項 38】

前記肯定的なアクションが、前記人物からの電子メールを、所定時間の間、開かれたままにすることを含む、請求項 33 記載の媒体。

【請求項 39】

前記コンピュータ・プログラムが、
ある人物が前記ユーザにとって既知であることを、前記ユーザと前記人物との間の通信を検出することに、少なくとも部分的にに基づいて推論することと、

前記推論された人物を前記リストに追加することとを、前記コンピュータにさせる命令

をさらに含む、請求項 2 5 記載の媒体。

【請求項 4 0】

前記通信がインスタント・メッセージング通信である、請求項 3 9 記載の媒体。

【請求項 4 1】

前記コンピュータ・プログラムが、ある人物が前記ユーザにとって既知であることを推論することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含み、ある人物が前記ユーザにとって既知であることを推論するために、前記コンピュータ・プログラムが、

前記ユーザの連絡先リストにアクセスして、前記ユーザの連絡先リストにある第 1 の連絡先を調べることと、

前記第 1 の連絡先の連絡先リストにアクセスして、前記第 1 の連絡先の連絡先リストにある第 2 の連絡先を調べることとを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 2 5 記載の媒体。

【請求項 4 2】

前記コンピュータ・プログラムが、それに対して不利に作用するユーザ・アクションがない場合にはある人物が前記ユーザにとって既知であると推論される要因となるところの事柄に対して、その不利に作用するユーザ・アクションを検出することに、少なくとも部分的に基づいて、ある人物が前記ユーザにとって既知であることを推論することを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 2 5 記載の媒体。

【請求項 4 3】

前記ユーザ・アクションが、前記ユーザが前記人物からの通信をスパムとして報告するステップを実行することを含む、請求項 4 2 記載の媒体。

【請求項 4 4】

前記ユーザ・アクションが、人物をブラック・リストに追加するステップを実行することを含む、請求項 4 2 記載の媒体。

【請求項 4 5】

前記ユーザ・アクションが、前記人物からの通信を、スパム・フォルダおよび削除フォルダのいずれかに移すステップを実行することを含む、請求項 4 2 記載の媒体。

【請求項 4 6】

前記コンピュータ・プログラムが、

ある人物が前記ユーザにとって既知であると、前記ユーザが明確に指定することを可能にすることと、

前記指定された人物を前記リストに追加することとを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 2 5 記載の媒体。

【請求項 4 7】

前記コンピュータ・プログラムが、

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを推論することと、

前記推論された人物を前記リストに追加することとを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 2 5 記載の媒体。

【請求項 4 8】

前記コンピュータ・プログラムが、

ある人物が前記ユーザにとって既知であることを、前記ユーザの連絡先リストにアクセスして確定することと、

前記確定された人物を前記リストに追加することとを、前記コンピュータにさせる命令をさらに含む、請求項 4 7 記載の媒体。

【請求項 4 9】

オンライン・プレゼンス情報を提供する装置であって、

ユーザにとって既知であると推論された人々のリストにアクセスする手段と、

前記ユーザのオンライン・プレゼンス情報にアクセスする手段と、

前記オンライン・プレゼンス情報の潜在的受信者を調べる手段と、

前記潜在的受信者を前記維持されたリストと比較して、前記潜在的受信者が前記リスト

に含まれているかどうかを調べる手段と、

前記潜在的受信者が前記リストに含まれているかどうかに基づいて、前記オンライン・
プレゼンス情報を前記潜在的受信者に伝達するかどうかを決定する手段とを含む装置。